

## 香芝市都市計画審議会条例

昭和46年6月7日

条例第20号

### (設置)

第1条 この条例は、都市計画法（昭和43年法律第100号）第77条の2第1項の規定に基づき、同法によりその権限に属させられた事項を調査審議させるため、香芝市都市計画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

### (組織)

第2条 審議会は、次に掲げる者につき市長が任命する委員15人以内をもって組織する。

(1) 議会の議員

(2) 学識経験のある者

(3) 関係行政機関若しくは奈良県の職員又は香芝市の住民

2 委員の任期は2年とし、再任することを妨げない。ただし、その職にあるために委員となった者の任期は、その在職期間中とする。

3 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、非常勤とする。

### (臨時委員)

第3条 審議会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員若干人を置くことができる。

2 臨時委員は、市長が任命する。

3 臨時委員は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

4 臨時委員は、非常勤とする。

### (会長及び副会長)

第4条 審議会に、会長及び副会長を置く。

2 会長は、学識経験のある者につき任命された委員のうちから委員の選挙によってこれを定める。

3 副会長は、委員の互選によってこれを定める。

4 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(議事)

- 第5条 審議会は、委員の2分の1以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 2 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(庶務)

- 第6条 審議会の庶務は、都市計画を主管する課において処理する。

(雑則)

- 第7条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会にはかって定める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 香芝町都市計画審議会条例(昭和38年条例第21号)は、廃止する。

附 則(昭和50年条例第32号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和50年7月1日から適用する。

附 則(昭和52年条例第29号)

この条例は、昭和52年10月1日から施行する。

附 則(平成12年条例第1号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。  
(香芝市都市計画審議会条例の一部改正に伴う経過措置)
- 2 第10条の規定による改正後の香芝市都市計画審議会条例第2条の規定による委員であって、この条例の施行の際現に改正前の香芝市都市計画審議会条例(以下この項において「改正前の条例」という。)第2条の規定により任命された委員であるもの(その職にあるために委員となった者を除く。)の任期は、改正前の条例第2条の規定により任命された日から起算して2年とする。